

周南市自転車等駐車場 施設分類別計画



平成 30(2018)年 12 月
(令和 5(2023)年 3 月改訂)
周 南 市

目 次

第1章	本計画の目的	1
第2章	施設の設置目的と経緯	1
第3章	対象施設の一覧	1
第4章	施設の状況と課題	3
第5章	今後の施設の方向性	6
第6章	計画期間	7
参考資料		8

第1章 本計画の目的

周南市自転車等駐車場施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市が設置し管理している鉄道駅周辺の自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

駐輪場は、昭和54（1979）年から令和4（2022）年にかけて整備を行っています。

自転車等の駐車秩序を確立することにより、都市景観の維持及び自転車等利用者の利便と歩行者の交通安全の確保を図ることを目的としています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	その他	徳山駅南側駐輪場	住崎町19番1	徳山小校区	広域	公共交通対策課
2	その他	徳山駅西側駐輪場	御幸通2丁目20番2	徳山小校区	広域	公共交通対策課
3	その他	櫛ヶ浜駅西駐輪場	大字櫛ヶ浜1番2	櫛浜	地域	公共交通対策課
4	その他	櫛ヶ浜駅東駐輪場	大字久米3932番4	櫛浜	地域	公共交通対策課
5	その他	新南陽駅前駐輪場	清水二丁目1287番27	富田東	地域	公共交通対策課
6	その他	福川駅前駐輪場	社地町2574番1	福川	地域	公共交通対策課
7	その他	福川駅南駐輪場（県道上り新南陽球場前側）	福川南町2533番14	福川	地域	公共交通対策課
8	その他	福川駅南駐輪場（県道上り高架下側）	福川南町2573番42	福川	地域	道路課
9	その他	大河内駅駐輪場	大字大河内2100番279	大河内	地域	公共交通対策課
10	その他	勝間駅駐輪場	大字呼坂1196番5	勝間	地域	公共交通対策課
11	その他	高水駅駐輪場	高水原3丁目237番29	高水	地域	公共交通対策課

※徳山駅東側駐輪場は、民間所有のため対象外

図表 2 施設位置図



第4章 施設の状況と課題

(1) サービスの現状

各駐輪場は鉄道駅周辺に整備し、主な利用者は鉄道利用者であり、利用者数も各駅の乗車人員数と概ね比例していると推察されます。

管理に要する費用は、全体で年間概ね340～440万円程度で、その内訳は主に自転車の整理・撤去に係る委託料や光熱水費です。

直近の状況として、徳山駅東側駐輪場は、民間が実施する徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のため休止していましたが、令和4(2022)年に2階層の駐輪場として運営を再開しています。

また、新南陽駅周辺では、はみ出し駐輪等の迷惑駐輪を解消するため、令和2(2020)年に駅プラットホームの一部に70台収容の駐輪場を追加整備しています。

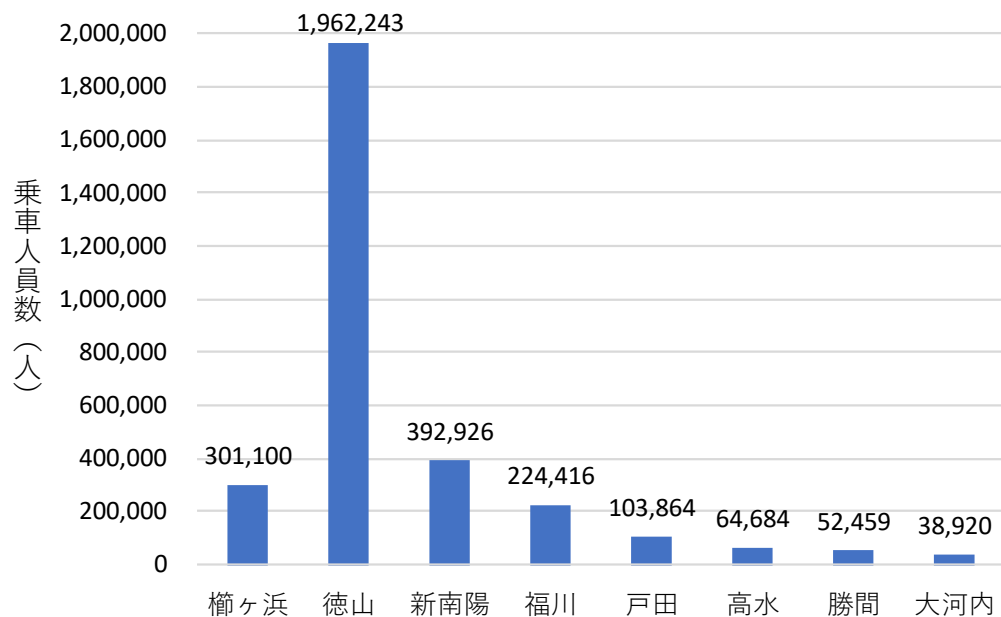
図表3 各駅の駐輪場の整備状況

単位：台

駅名		名称	収容台数	
山陽本線	徳山駅	徳山駅南側駐輪場	101	958
		徳山駅西側駐輪場	396	
		徳山駅東側駐輪場【建物は民間所有】	461	
	櫛ヶ浜駅	櫛ヶ浜駅西駐輪場	159	415
		櫛ヶ浜駅東駐輪場	256	
	新南陽駅	新南陽駅前駐輪場	365	365
	福川駅	福川駅前駐輪場	248	303
福川駅南駐輪場（県道上り高架下側）		30		
福川駅南駐輪場（県道上り新南陽球場前側）		25		
岩徳線	大河内駅	大河内駅駐輪場	62	62
	勝間駅	勝間駅駐輪場	122	122
	高水駅	高水駅駐輪場	75	75

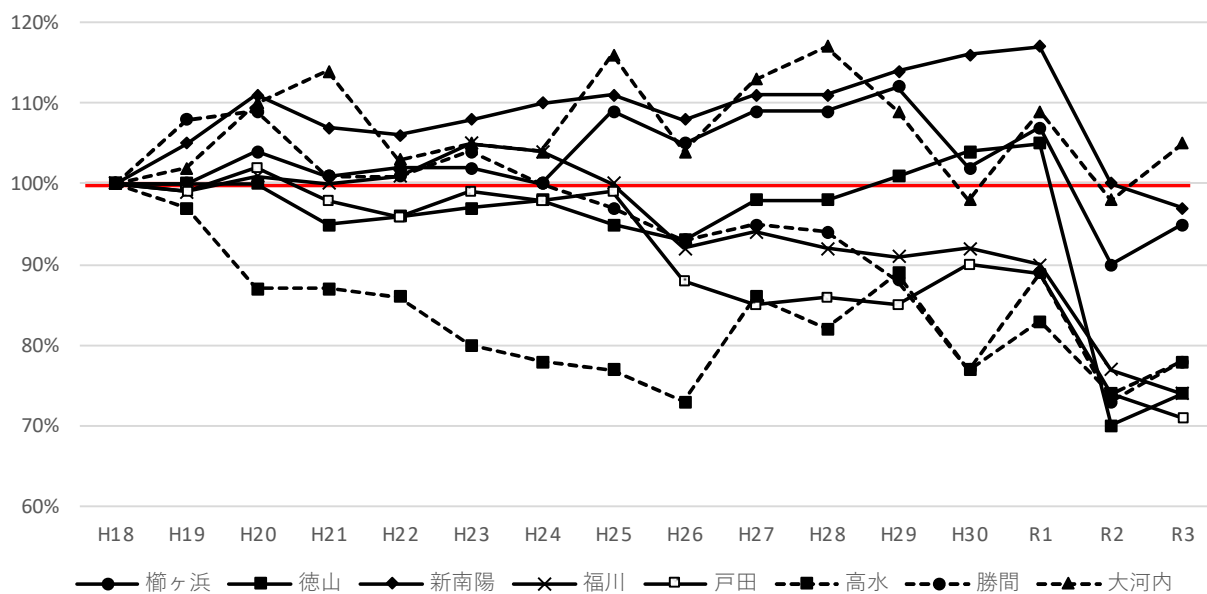
※戸田駅については、トイレ前に駐輪スペースを設け西日本旅客鉄道(株)が管理している。

図表 4 令和 3 年度鉄道駅乗車人員数



※徳山は新幹線利用者を含む。

図表 5 鉄道駅利用者の推移(平成 18 年度を 100%とした場合の増減率)



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物						R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	該当			土砂	洪水	高潮	津波		
															未経過	新耐震
1	徳山駅南側駐輪場	—	—	—	—	—	—	—	なし							
2	徳山駅西側駐輪場	463.77	336.11	2017	S /38年	未経過	新耐震	16.60	全部対応	なし						
3	櫛ヶ浜駅西駐輪場	105.00	77.00	1982	S /31年	経過	無・不明	—	—				2~5m			
4	櫛ヶ浜駅東駐輪場	48.00	27.00	1997	S /31年	未経過	無・不明	—	—				2~5m			
5	新南陽駅前駐輪場	151.20	37.80	1985	S /31年	経過	無・不明	—	—			0.5~3m	1~2m			
6	福川駅前駐輪場	—	—	—	—	—	—	—	—			0.5m未満	0.5m未満			
7	福川駅南駐輪場(県道上 り新南陽球場前側)	34.80	34.80	2007	S /31年	未経過	無・不明	—	—			0.5m未満	0.5m未満			
8	福川駅南駐輪場(県道上 り高架下側)	—	—	—	—	—	—	—	—			0.5m未満	0.5m未満			
9	大河内駅駐輪場	48.60	16.20	1987	S /31年	経過	無・不明	—	—			警				
10	勝間駅駐輪場	135.90	36.45	1988	S /31年	経過	無・不明	—	—	なし						
11	高水駅駐輪場	60.00	60.00	1978	S /31年	経過	無・不明	—	—	なし						

* 徳山駅西側駐輪場以外の施設は、施設の規模、性格から本市作成の劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

* 構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域

徳山駅西側駐輪場は、平成30（2018）年に徳山駅西駐車場と合わせて整備した施設で、当面は大規模な修繕や改修などの必要はありません。

櫛ヶ浜駅西駐輪場、櫛ヶ浜駅東駐輪場、新南陽駅前駐輪場、福川駅南駐輪場（県道上り新南陽球場前側）、大河内駅駐輪場、勝間駅駐輪場、高水駅駐輪場は、上屋以外の施設はなく、大規模な修繕はありません。

徳山駅南側駐輪場、福川駅前駐輪場、福川駅南駐輪場（県道上り高架下側）については大規模な修繕の必要はありません。

なお、徳山駅東側駐輪場は、市街地再開発事業で設置した2階層の駐輪場施設を市が運営しており、当該施設の大規模な修繕や改修は設置者が対応します。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

一次評価を実施したところ、全ての駐輪場において施設の方向性は、継続利用（現状維持）となりました。

また、取組の優先度については、今後大規模な修繕を見込まないことから、全ての施設について「比較的高くない」としています。

一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

駐輪場は、鉄道駅を利用する通勤者・通学者等の利便性や歩行者等の安全性の向上を主な目的とし、サイクル・アンド・ライドとしての交通結節点の機能向上や利用環境の向上を図るためにも必要な施設であることから、継続利用とし、適正に管理運営します。

徳山駅周辺の駐輪場については、令和5年度から駅周辺の賑わいの創出や中心市街地の活性化を図ることを目的に、官民が連携して中心市街地の公共施設を一体的に運営する徳山駅周辺官民連携管理運営事業の中で管理運営する予定です。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)						
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	総合評価	R5	R6	R7	R8	R9
1	徳山駅南側駐輪場	—	—	—	—	—	—	なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
2	徳山駅西側駐輪場	4	S/38年	未経過	新耐震	16.6	全部対応	なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
3	櫛ヶ浜駅西駐輪場	40	S/31年	経過	無・不明	—	—	高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
4	櫛ヶ浜駅東駐輪場	25	S/31年	未経過	無・不明	—	—	高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
5	新南陽駅前駐輪場	37	S/31年	経過	無・不明	—	—	洪・高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
6	福川駅前駐輪場	—	—	—	—	—	—	洪・高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
7	福川駅南駐輪場(県道上り新南陽球場前側)	14	S/31年	未経過	無・不明	—	—	洪・高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
8	福川駅南駐輪場(県道上り高架下側)	—	—	—	—	—	—	洪・高	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
9	大河内駅駐輪場	35	S/31年	経過	無・不明	—	—	土	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
10	勝間駅駐輪場	33	S/31年	経過	無・不明	—	—	なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						
11	高水駅駐輪場	43	S/31年	経過	無・不明	—	—	なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用						

第6章 計画期間

本計画の計画期間は令和9(2027)年度までとします。

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止	◇ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市自転車等駐車場施設分類別計画

平成 30(2018)年 12 月

(令和 5(2023)年 3 月改訂)

都市整備部 公共交通対策課

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

電話 0834-22-8426

F A X 0834-22-3707

電子メール kotsu@city.shunan.lg.jp